

【 検査 】

731 ヒト総毛性ゴナドトロピン- β サブユニット (HCG- β) (精巣腫瘍等) の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD008「17」ヒト総毛性ゴナドトロピン- β サブユニット (HCG- β) の算定は、原則として認められる。

- (1) 精巣腫瘍 (疑い含む。)
- (2) HCG 産生腫瘍の疑い
- (3) 総毛性疾患 (疑い含む。)
- (4) 存続総毛症 (疑い含む。)
- (5) 総毛癌 (疑い含む。)
- (6) 総毛性腫瘍の疑い
- (7) 胚細胞腫瘍 ((1)を除く。)
- (8) 胞状奇胎の疑い

○ 取扱いを作成した根拠等

ヒト総毛性ゴナドトロピン- β サブユニット (HCG- β) については、厚生労働省通知[※]に「HCG 産生腫瘍患者に対して測定した場合に限り算定できる」と示されている。

ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) は胎盤の総毛組織から産生される性腺刺激ホルモンで、当該検査は総毛性疾患や異所性総毛性ゴナドトロピン (HCG) 産生腫瘍で高値を示すことから、上記(1)から(8)の傷病名に対する有用性は高いと考えられる。

以上のことから、上記(1)から(8)の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について